

東京都医療的ケア児支援センター区部 説明資料

〈医療的ケア児支援センターの根拠〉

2021年9月に施行された「医療的ケア児支援法（正式名称：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）」に基づく
その第3章に「医療的ケア児支援センター等」とある

そこでは……

都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 医療的ケア児及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

二 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。

三 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

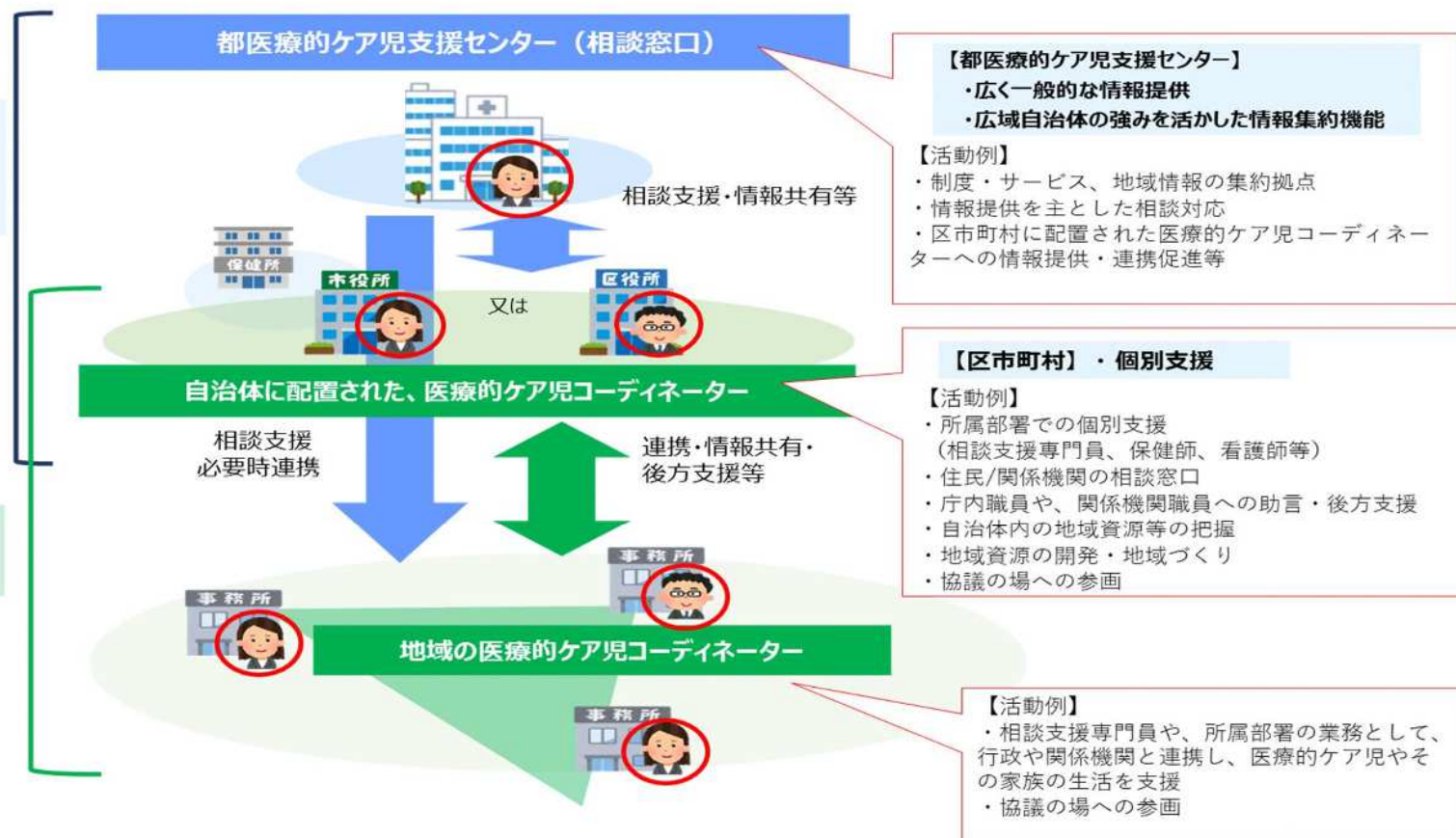
1 東京都における医療的ケア児支援センター事業（令和4年度）

医療的ケア児支援センターと医療的ケア児コーディネーターの連携のイメージ

○：医療的ケア児コーディネーター

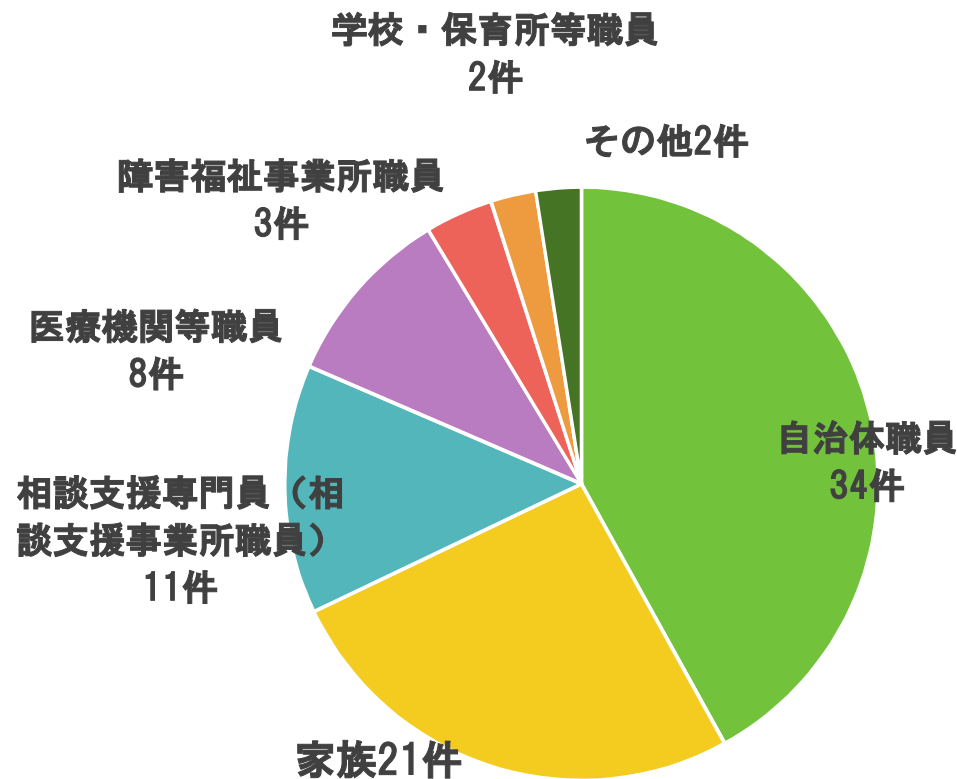
都・各区市町村に配置された
医療的ケア児コーディネーターのネット
ワーク

各自治体内での医療的ケア児
コーディネーターのネットワーク



令和3年度「第3回東京都医療的ケア児支援地域協議会資料」から抜粋

2022年 9月1日～12月31日のセンター（区部）の状況



相談受付件数 81件※延件数

〈自治体職員の方からの相談例〉

- ・区内の連携体制について
- ・他区のサービス体制について知りたい
- ・医療的ケア児の家族が集えるピアサポートの場を知りたい
- ・医療的ケア児支援協議会に出席してもらいたい。また、構成メンバーのことで相談したい 等

<相談支援のための個々の対応>

- ・相談者（ご家族・支援者）からの情報収集・分析
- ・関係機関等からの情報収集や、情報提供、連携・連絡調整

<地域の関係機関との連携の状況>

- ・地域資源の情報収集・情報交換・実態把握等（各区の保育課・基幹相談支援センター・医療的ケア児コーディネーターが所属する相談支援事業所・医療的ケア児を受け入れ出来るレスパイト先等）
- ・広報・普及、会議出席（各区の医療的ケア児協議会等）

<研修・勉強会・講演会等>

- ・支援に係る研修資料・動画の提供

<支援センター間の連携>

- ・定期的な事例共有や検討、地域資源の情報交換や助言等

まだ、始まったばかりでこれからの状況ですが、

今後得られた情報・経験を蓄積して、皆様に還元できるように努めます。

～皆様からのご相談をお待ちしております～